

顧問弁護士による経営法律相談事業実施要領

令和 8 年 4 月 1 日
石川県商工会連合会

1. 目的

県内商工会員の経営面における法律問題の解決及びトラブルの未然防止を図るため、顧問弁護士(以下「弁護士」という。)を委嘱し、相談対応を強化する。

2. 相談対象

- (1) 本事業は、県内商工会員の相談に対応する事業であり、弁護士は、原則として、商工会員以外の相談には対応しない。
- (2) 弁護士が担当する商工会の会員は3の表のとおりとするが、相談者の希望により担当外の商工会の会員の相談にも対応する。

3. 弁護士

氏名	住所	連絡先	担当商工会
辻 明士	〒921-8142 金沢市光が丘2丁目1-1 5番地	TEL 076-287-5256 FAX 076-287-3997	かほく市以南の 商工会
宮崎昇一郎	〒926-0805 七尾市亀山町3-1	TEL 0767-52-0008 FAX 0767-52-0550	宝達志水町以北 の商工会

※かほく市以南の商工会：能美市、山中、川北町、美川、鶴来、白山、野々市市、かほく市、森本、津幡町、内灘町
宝達志水町以北の商工会：羽咋市、富来、志賀町、宝達志水町、能登鹿北、中能登町、門前町、穴水町、能登町

4. 対応方法

(1) 事務手続き

商工会員から商工会に対し、相談依頼があった際、商工会職員は弁護士に連絡し、相談日時を調整したうえで、当該会員に相談日時を連絡する(本会への連絡は不要)。

(2) 相談対応

当該会員は、指定の日時に弁護士事務所を訪問し、相談する。

相談終了後、当該会員は弁護士に相談料を直接支払う。

相談に際して、商工会職員の同行は任意とする。

(3) 相談処理報告

弁護士は、上半期分を9月末、下半期分を3月末までに、別紙「相談処理報告書」により、本会へ報告する。

5. 相談料(相談者負担分)

相談1回 2,750円(消費税含む)

※相談時間は30分程度。1年度につき、1会員1回限り。

6. 年間顧問料(本会負担分)

55,000円(消費税含む)

※相談数が20回を超えた場合、年間顧問料に加えて、超過回数1回につき2,750円(消費税含む)を、当該年度末までに、本会が当該弁護士に支払う。